

# 西川町ごみ処理基本計画

平成31年（2019年）4月

西 川 町

## 目 次

第1章 計画策定の目的及び位置づけ .....	1
第1節 計画策定の背景と目的 .....	1
第2節 計画の位置付け .....	1
第3節 計画の期間 .....	2
第4節 計画の管理 .....	2
第2章 西川町の概況 .....	3
第1節 地勢 .....	3
第2節 人口と世帯数 .....	3
第3節 人口動態 .....	4
第4節 産業 .....	5
第5節 交通 .....	6
第6節 土地利用 .....	6
第3章 ごみ処理の現状と課題 .....	8
第1節 ごみ処理の概要 .....	8
第2節 収集・運搬の現状 .....	10
第3節 中間処理の現状 .....	12
第4節 最終処分の現状 .....	13
第5節 ごみ処理の実績 .....	14
第6節 評価と課題 .....	17
第4章 ごみ処理基本計画 .....	19
第1節 ごみ処理の基本方針 .....	19
第2節 ごみ排出量の予測 .....	19
第3節 各主体の役割分担 .....	21
第4節 ごみの排出抑制のための方策に関する事項 .....	22
第5節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分 .....	23
第6節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 .....	23
第7節 ごみの処理施設の整備に関する事項 .....	24
第8節 その他ごみの処理に関し必要な事項 .....	25

## 第1章 計画策定の目的及び位置づけ

### 第1節 計画策定の背景と目的

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、社会生活に物質的な豊かさをもたらした一方で、環境への負荷が増大し、天然資源の枯渇や地球温暖化等の環境問題やごみ問題など様々な問題を引き起こしています。

これに対し国では、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、各種リサイクル法の整備を進め、ごみ処理をめぐる方針としては、①廃棄物の排出抑制、②適正な循環的利用、③適正処分の確保を基本とし、生活環境の保全と公衆衛生の向上とともに、循環型社会の構築に向けた施策が進められています。

また、山形県においては、ごみの最終処分量ゼロを目指す「ごみゼロやまがた」の実現に向けて、平成18年3月に「山形県循環型社会形成推進計画」が策定され、「全国一ごみの少ない県」、「循環型産業の振興」を基本目標として各種施策を展開しています。

本町においては、平成25年度に「第6次西川町総合計画」（平成26～35年度）を策定し、本計画に基づき様々な施策を展開しまちづくりに取り組んでいます。基本目標の1つである「互いに協力し健やかに安心して暮らせるまちづくり」のうち「生活環境保全の推進」の実現については、ごみ量の削減運動や不法投棄撲滅運動、生活環境整備・地球温暖化防止対策の推進を掲げ、きれいで住み良い生活環境づくりを目指し、各事業を実施しています。

この計画は、関係法令、「山形県循環型社会推進基本計画」及び西川町の関係条例の趣旨に添い、また「第6次西川町総合計画」との整合性を図りながら、一般廃棄物のごみ処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を定め、これに基づき適正な処理を行うことを目的として策定するものです。

なお、本計画は、環境省で策定した「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月改定）に準拠し策定します。

### 第2節 計画の位置付け

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）により、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、家庭から排出される一般廃棄物は市町村が、事業所から排出される産業廃棄物は排出事業所が自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。

本計画は、廃棄物処理法第6条の規定に基づき策定するものであり、一般廃棄物のうち「ごみ」の処理に関する基本的な事項を定めるものです。

### 第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成31年度（2019年）を初年度、その目標年度を令和10年度（2028年）として、今後10年間の基本施策を方向付け、目標の達成状況等を踏まえながら、おおむね5年で改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 第4節 計画の管理

本計画に掲げる目標を達成するため、各年度の具体的な取組みを計画的に実施するとともに、施策の進捗状況や目標の達成状況等を点検、見直し、評価を行い、適正な進行管理を行います。

## 第2章 西川町の概況

### 第1節 地勢

本町は、山形県のほぼ中央部、県都山形市の西方 32 km に位置し、磐梯朝日国立公園の朝日連峰や月山とその支脈に囲まれています。

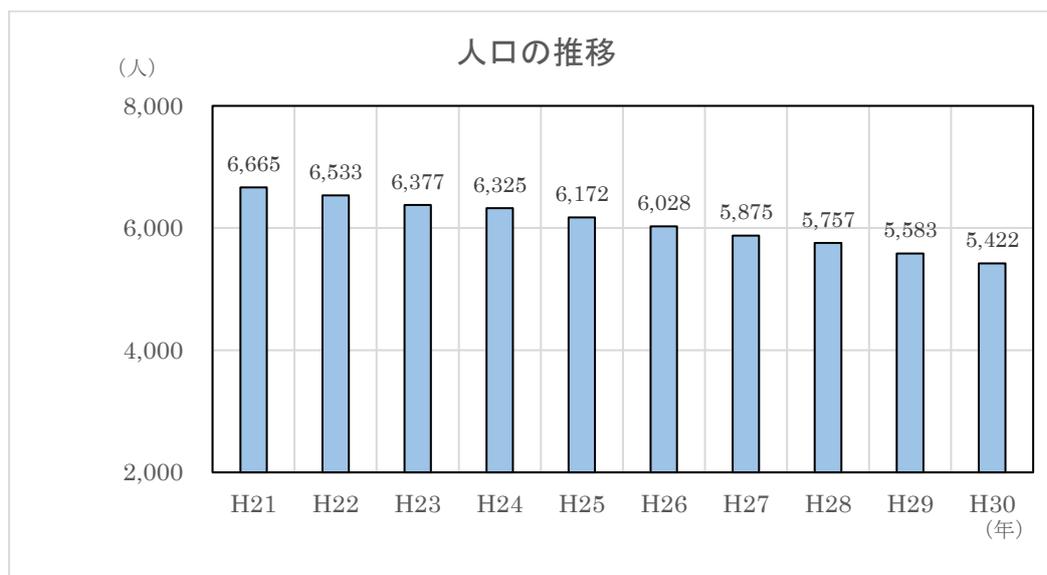
総面積は 393.19 km<sup>2</sup> と広大で、東西 24 km、南北 33 km に広がり、総面積の 95% が山地で占められ、平地は町を流れる寒河江川沿いとその支流沿いにわずかに広がっており、可住地面積は 12.57 km<sup>2</sup> (3.2%) となっています。

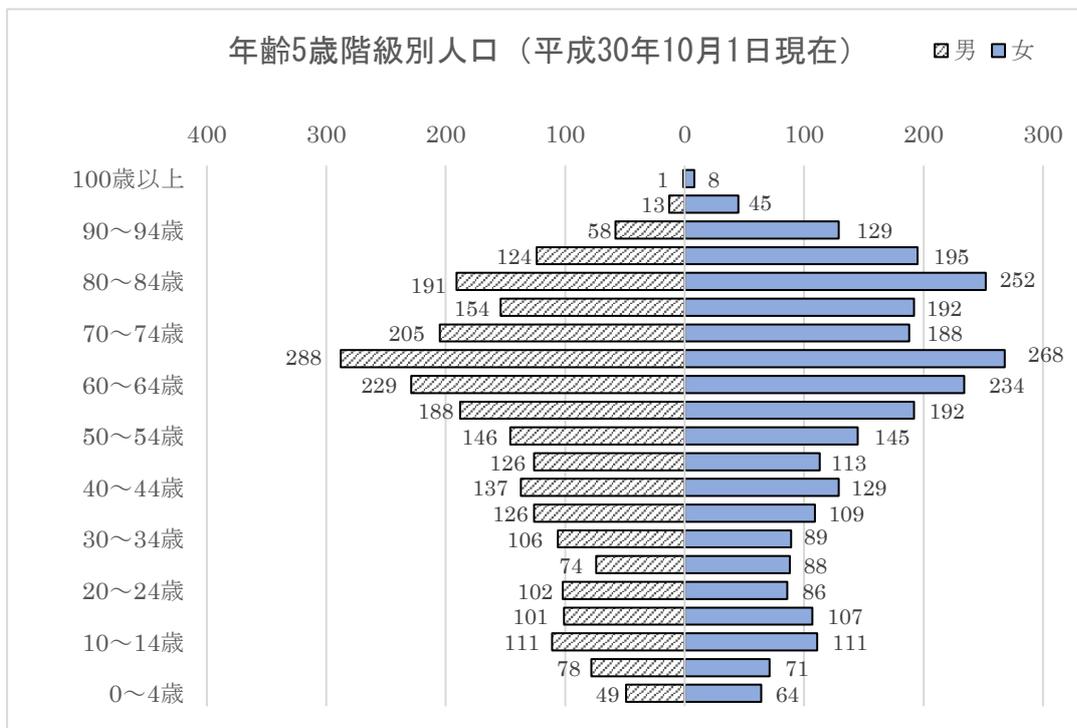
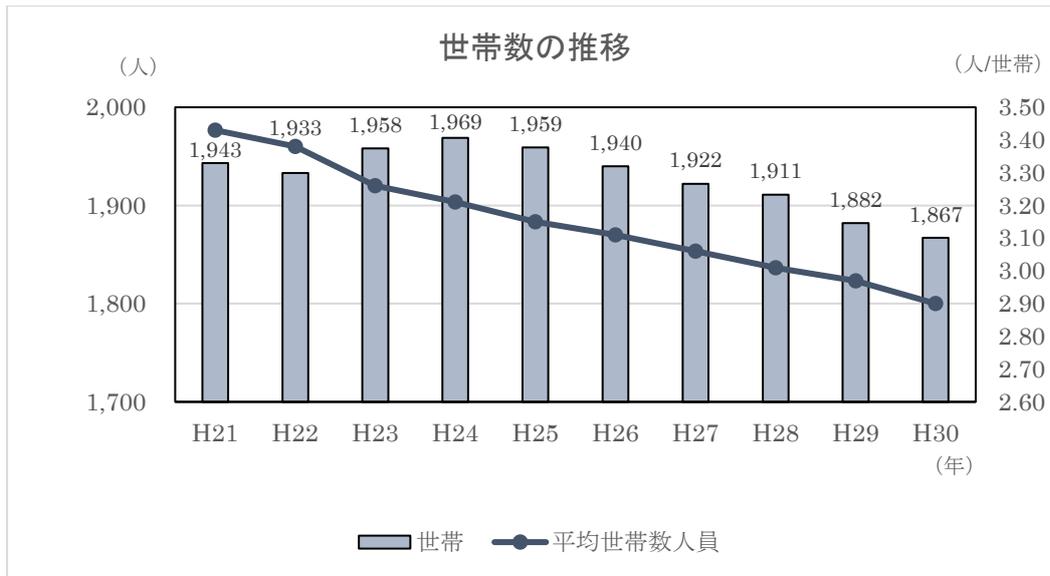
気候は典型的な裏日本海型気候で、積雪は中心部でも 1.5~2.0m、山間部では 5.0m を超え、県内有数の豪雪地帯となっているものの、風水害などの自然災害が比較的少ない穏やかな自然条件に恵まれています。

### 第2節 人口と世帯数

平成 30 年 10 月 1 日現在、本町の住民基本台帳に基づく人口は 5,422 人で、昭和 29 年の町村合併時をピークに年々減少し、昭和 55 年から 60 年においては一時増加傾向に転じましたが、それ以降は再び減少傾向にあります。

世帯数は 1,867 世帯、1 世帯あたりの人員は 2.90 人となっており、人口と同じく減少傾向にあります。また、65 歳以上の高齢者比率は 42.6%、15 歳未満の若年者比率は 8.9% と少子高齢化が顕著になっています。



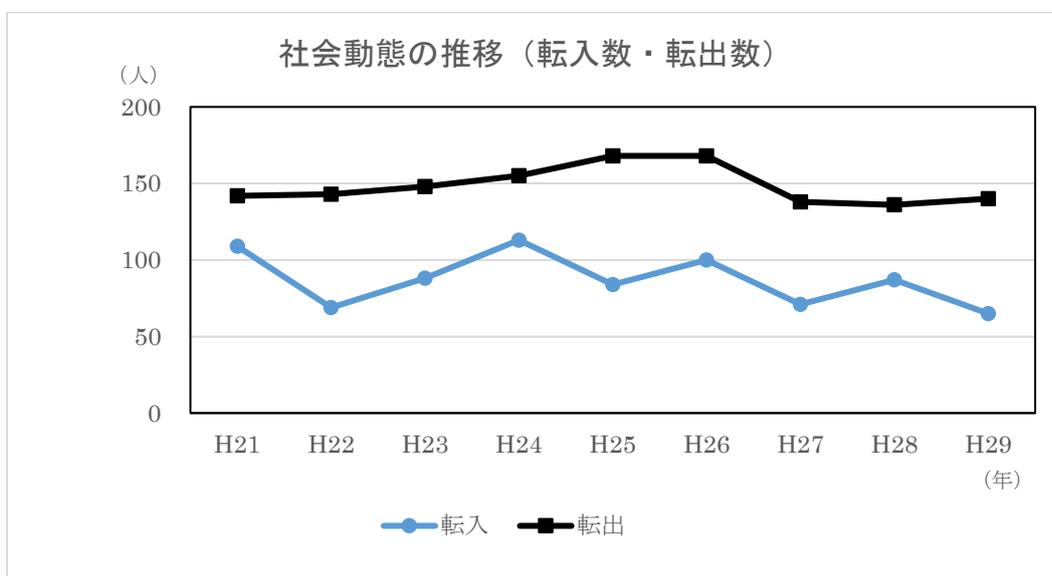
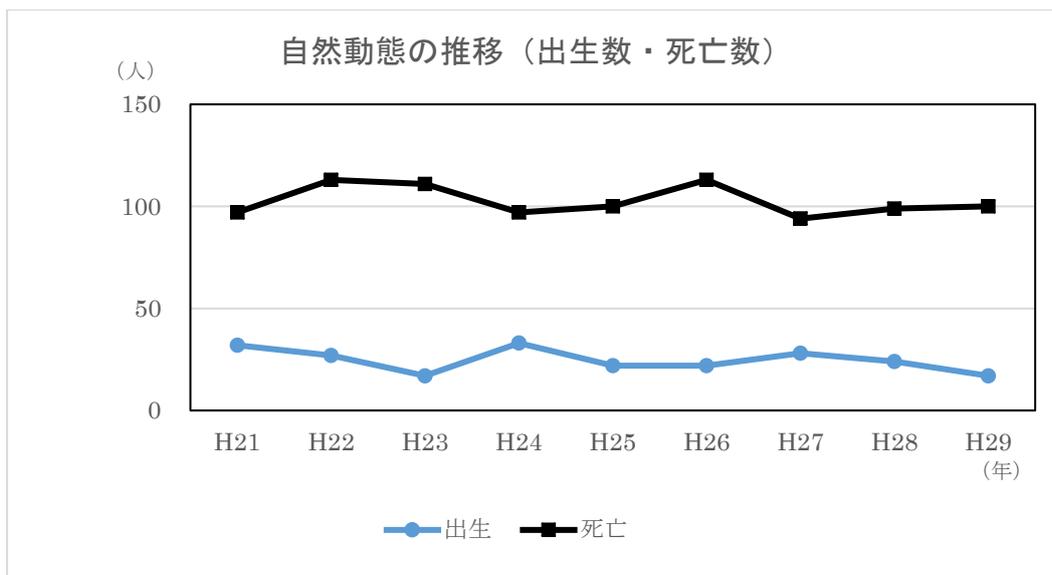


※資料：住民基本台帳

### 第3節 人口動態

人口動態の推移をみると、年により増減はあるものの、出生数は減少傾向、死亡数は横ばい傾向にあり、死亡数が出生数を上回る「自然減」状態が続いています。

社会動態の推移をみると、転出者数が転入者数を上回る「社会減」の状態が続いており、社会増減数（転入者数－転出者数）はマイナスで推移し、転出超過となっています。



※資料：人口動態調査

#### 第4節 産業

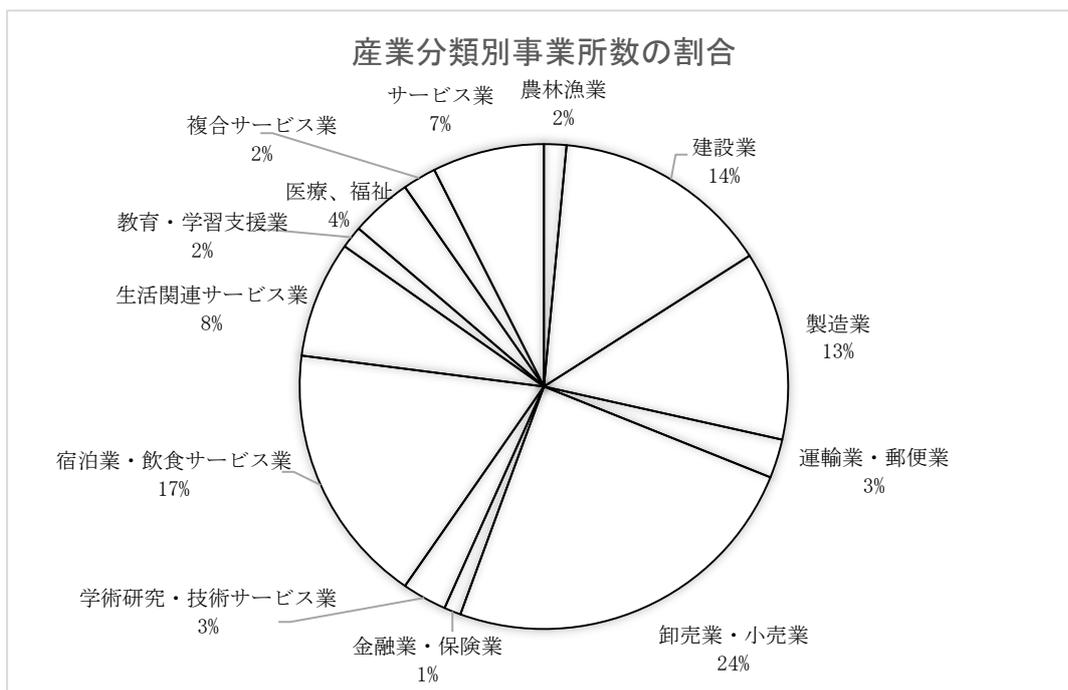
本町の産業別就業者構成の推移をみると、第1次産業及び第2次産業の就業者は減少傾向にあり、第3次産業の就業者は若干ながら増加傾向にあります。

また、平成28年6月現在の町内事業所数（民営）は270事業所で、卸売業・小売業が66事業所と最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業の47事業所、建設業の39事業所となっています。

◆産業別就業人口の推移

区 分	平成17年	平成22年	平成27年
総 数 (人)	3, 464	2, 853	2, 756
第1次産業 就業人口比率 (%)	11.7	7.3	10.3
第2次産業 就業人口比率 (%)	37.1	36.6	33.2
第3次産業 就業人口比率 (%)	49.8	56.1	56.5

※資料：国勢調査



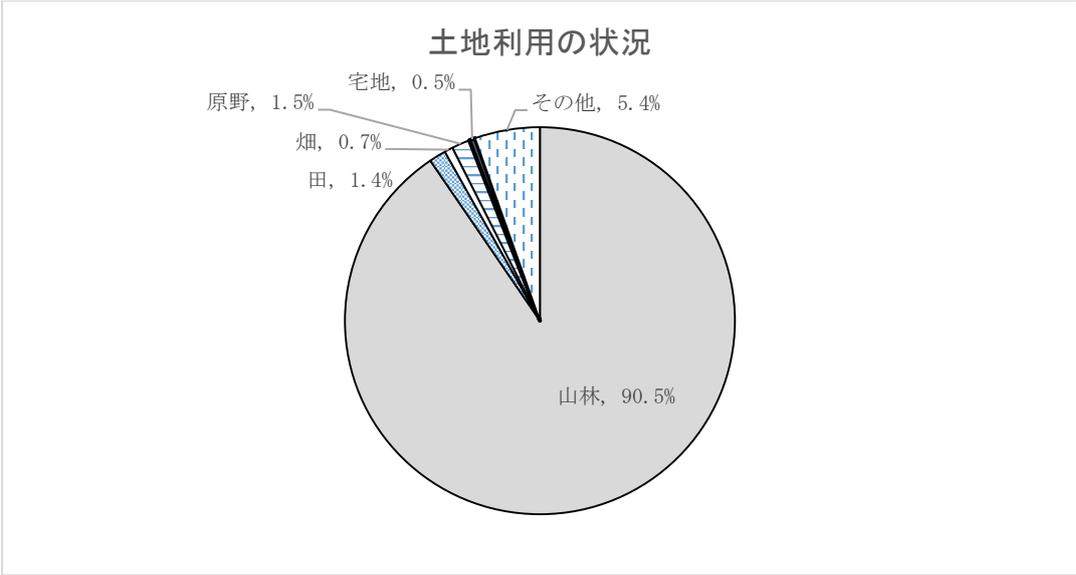
※資料：平成28年度経済センサス

第5節 交通

本町は、町の中央を国道112号が東西に貫いており、主要地方道と一般県道、町道がそれにつながっています。また、その間に町道等が張り巡らされ、地域全体をつなぎ、広範な山間地域には林道等が開設されています。

第6節 土地利用

平成30年1月1日現在の利用状況は次のとおりとなっており、地目別面積は「山林」が最も広い面積を占めています。



※資料：平成 30 年度概要調書

### 第3章 ごみ処理の現状と課題

#### 第1節 ごみ処理の概要

##### 1 ごみ処理の経緯

本町のごみ処理は、昭和37年に隣接する寒河江市、大江町とともに設立した「寒河江地区共立衛生処理組合」が、ごみ処理施設とし尿処理施設を建設し、昭和40年4月から共同処理を開始しました。同組合は、昭和54年に「西村山広域行政事務組合」に移行し、以後、寒河江地区クリーンセンターにおいて処理を行っています。

##### ごみ処理事業の経緯

昭和37年	6月	寒河江地区共立衛生処理組合設立（寒河江市、大江町、西川町）
39年	11月	ごみ処理施設 完成（ごみ処理施設 30 t/日）
40年	4月	ごみ処理業務を開始
52年	4月	ごみ処理施設更新、業務開始（80 t/日） ※30 t/日施設は廃止
54年	4月	複合的一部事務組合に移行、西村山広域行政事務組合へ統合
60年	6月	最終処分場 大平埋立処分地に埋立開始
平成2年	4月	粗大ごみ処理施設を新設、処理開始（30 t/5時間）
10年	4月	資源ごみ（缶・びん3種類）の分別収集を開始
		家庭系ごみの有料化を実施
	6月	ごみ焼却処理施設建設工事 着工
12年	4月	資源ごみ（ペットボトル・その他プラスチック）の分別収集を開始
13年	4月	ごみ焼却処理施設の稼働（焼却炉 100 t/日、灰溶融炉 14 t/日）
		家電リサイクル法施行に伴い家電4品目の収集廃止
15年	4月	廃蛍光管の分別収集を開始
16年	4月	毎月第2土曜日の午前中ごみ処理の受付を開始（家庭系に限る）
		家電リサイクル法改正に伴い家電4品目に冷蔵庫を追加
17年	4月	汚れの落ちにくいその他プラスチックを「もやせるごみ」へ分別変更
		家庭用パソコンのリサイクルが製造メーカー等に移行
20年	4月	毎月第2土曜日の午前中ごみ処理受付を一日に拡大（家庭系に限る）
21年	4月	家電リサイクル法改正に伴い家電4品目に液晶、プラズマテレビと衣類乾燥機を追加
		化粧品びんを「もやせないごみ」から「資源びん」に分別変更
23年	4月	灰溶解炉廃止（14 t/日）
26年	7月	最終処分場建設工事（第2期大平埋立処分地） 着工

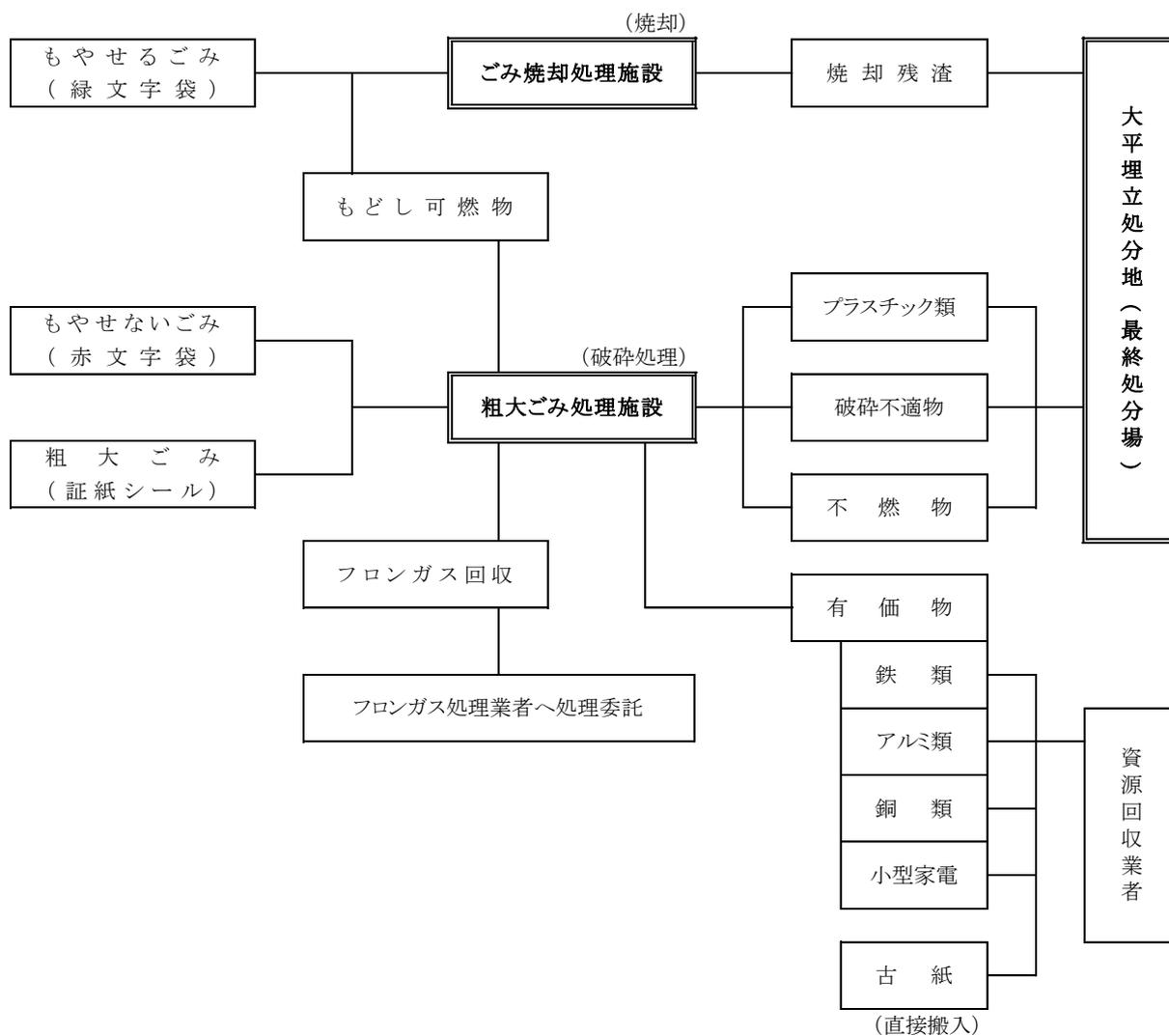
平成 27 年	4 月	ハッピーマンデーと月曜の振替休日についてももやせるごみの受入を開始
28 年	4 月	その他プラスチックをもやせるごみに分別変更
		びん 3 種の分別を 1 つの袋にまとめることに分別変更
28 年	5 月	最終処分場 第 2 期大平埋立処分地に埋立開始
30 年	4 月	ペットボトルのラベルはがしを開始

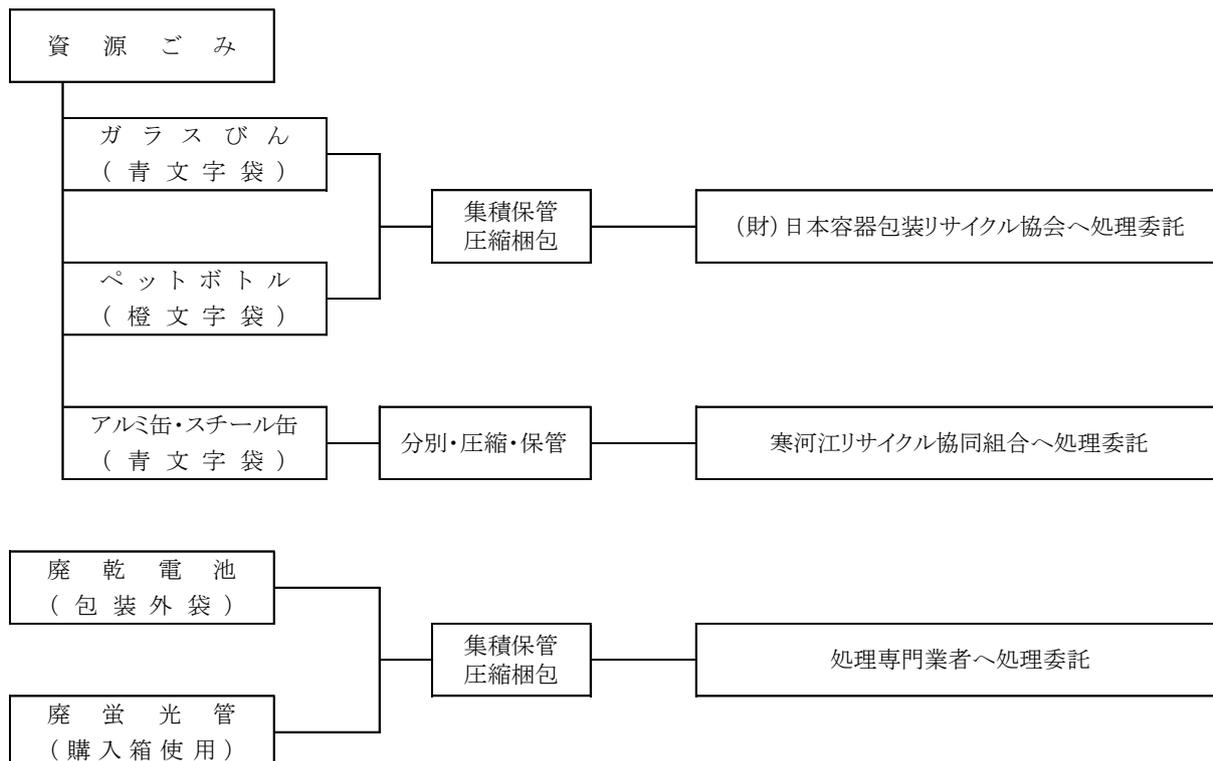
## 2 ごみ処理の概要

### (1) ごみ処理フロー

寒河江地区クリーンセンターにおけるごみ処理体系をまとめると、次のとおりです。

収集、処理体系概要図





## (2) 計画処理区域

本町のごみ処理は、町行政区域全域を計画処理区域としています。

## 第2節 収集・運搬の現状

### 1 収集・運搬の現状

#### (1) 収集・運搬体制

粗大ごみを除く家庭系ごみは、指定日に「ステーション方式」により、町が委託した業者が収集運搬を行い、事業系ごみは、事業者が随時直接搬入するか、町が許可した業者に依頼して収集運搬を行っています。

家庭系のごみ集積所は、地域の実情を踏まえ、収集経路や安全対策を含めて各地区と協議・検討を行い設置しており、施設の維持管理については、町内会等の設置者が行うこととしています。

平成31年3月時点におけるごみ集積所の総数は191箇所となっています。

◆家庭系ごみの収集形態

分別区分	もやせるごみ	資源ごみ		
		びん	缶	ペットボトル
排出方法	緑色文字指定袋	青色文字指定袋		橙色文字指定袋
収集回数	週1～2回	月2回	月1回	
収集方法	ステーション方式			

分別区分	もやせないごみ	有害ごみ (乾電池・水銀含有ごみ)	廃食油	粗大ごみ
排出方法	赤色文字指定袋	指定袋の外袋、梱包紙箱又は新聞等に包む	ペットボトル	証紙シール
収集回数	月1回	年2回	月1回	年1回
収集方法	ステーション方式			地区別戸別収集

(2) 計画収集区域

本町のごみ収集は、町行政区域全域を計画収集区域としています。

(3) 収集対象のごみの分別区分と主な内容

収集対象ごみの分別区分と主な内容は、次のとおりです。

分別区分	種 類
もやせるごみ	台所等からの生ごみ、紙くず・衣類、
	ビニール・プラスチック製品、皮革・ゴム製品類
	木竹類、灰・ペットの砂
資源ごみ	びん類、缶類
ペットボトル	飲料用・調味料用・酒類などのペットボトル
もやせないごみ	せともの・ガラスくず類、小型家電製品・おもちゃ類
	金属類
水銀含有ごみ	廃蛍光管
	水銀入り体温計・血圧計・温度計
乾電池	使用済み乾電池
粗大ごみ	家電製品類（リサイクル対象品目を除く）
	家具・寝具類、自転車・その他
廃食油	廃食油

#### (4) ごみ処理手数料

平成 10 年 4 月より指定袋によるごみ処理手数料の有料化と粗大ごみの個別有料収集を行っています。

区 分	数 量	金 額	
もやせるごみ (H28. 4. 1 改定)	指定袋 1 枚ごとに	大型指定袋	60 円
		普通指定袋	50 円
		小型指定袋	40 円
もやせないごみ 資源ごみ	指定袋 1 枚ごとに	大型指定袋	50 円
		小型指定袋	40 円
直接搬入するごみ	10kg 当り	150 円	
直接搬入する犬猫等の死体	1 体当り	500 円	
粗大ごみ	物件ごとに設定	400 円～2,400 円	

## 2 直接搬入ごみ

寒河江地区クリーンセンターでは、家庭からの直接搬入ごみと事業所等からの直接搬入ごみを受け入れています。処理手数料は、分別して指定袋にいれたごみは無料となり、それ以外は 10 kg あたり 150 円（犬・猫等の死体については、1 体につき 500 円）となっています。

## 第 3 節 中間処理の現状

### 1 中間処理の概要

本町から排出されるごみの中間処理は、寒河江市、大江町及び朝日町とともに寒河江地区クリーンセンターで共同処理を行っています。

もやせるごみは、焼却処理後に焼却灰を最終処分地に埋め立てます。

もやせないごみ及び粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で破碎したうえで、鉄、アルミニウム等 5 種に分別し、資源になるものについてはリサイクルを行い、リサイクル不適物は埋め立てます。

資源ごみのうち、空き缶は寒河江リサイクル協同組合へ、ガラスびん及びペットボトルは（公財）日本容器包装リサイクル協会へ処理を委託し、リサイクルを行っています。小型家電類については、再資源化業者へ売却しています。

廃乾電池及び廃蛍光灯は、処理業者へ引き渡した後、鉄くず、ガラス、水銀等に分別され、リサイクルされています。

## 2 施設の概要

名 称 西村山広域行政事務組合 寒河江地区クリーンセンター  
所 在 地 寒河江市大字日田字平田 232 番地  
敷地面積 27,325.59 m<sup>2</sup>

### (1) ごみ焼却処理施設

施設規模 焼却炉 50 t/日×2 炉  
建設年度 平成 13 年 3 月完成  
処理方式 ストーカ式全連続燃焼式焼却炉

### (2) 粗大ごみ処理施設

施設規模 施設 30 t/5 時間  
建設年度 平成 2 年 3 月完成  
処理方式 衝撃せん断堅型回転式

### (3) リサイクル関連施設 (空きびん保管ヤード)

施設規模 延床面積 197.93 m<sup>2</sup>  
建設年度 平成 7 年 10 月完成  
設備概要 空きびんの搬送用コンベヤ 3 台、1 t ホイスト 1 台

## 第 4 節 最終処分の現状

### 1 最終処分の概要

最終処分は、寒河江地区クリーンセンターの「大平埋立処分地」において、不燃物や焼却残渣を覆土材によるサンドイッチ方式により埋立処分を行っています。

## 2 施設の概要

名 称 第 2 期大平埋立処分地  
所 在 地 寒河江市大字白岩字大平 1719 番地 1  
建設年度 平成 28 年 3 月完成  
埋立面積 9,200 m<sup>2</sup>  
埋立容量 55,000 m<sup>3</sup> (埋立計画年数 15 年 平成 28 年度～平成 42 年度)  
埋立方式 覆土材による埋立 (サンドイッチ方式)

## 第5節 ごみ処理の実績

### 1 ごみ排出量

#### (1) 総排出量

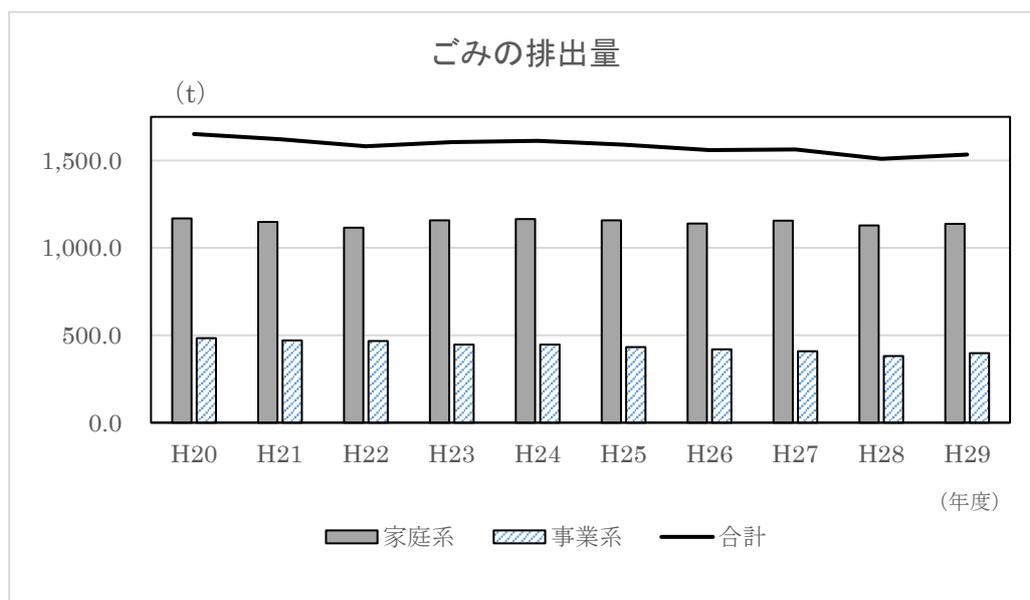
本町の平成20年度以降におけるごみの総排出量は、次のとおりです。平成29年度の排出量は1,534.7tで平成20年度と比較し7.1%減少しました。家庭系ごみは横ばい傾向、事業系ごみは減少傾向にあります。

#### ◆ごみ排出量の推移

(単位：t)

	家庭系ごみ	事業系ごみ	計	前年対比 (%)
H20年度	1,168.2	483.5	1,651.7	94.2
21年度	1,149.2	471.7	1,620.9	98.1
22年度	1,115.0	466.5	1,581.5	97.6
23年度	1,158.3	447.7	1,606.0	101.5
24年度	1,165.3	446.8	1,612.1	100.4
25年度	1,157.3	433.4	1,590.7	98.7
26年度	1,139.5	419.8	1,559.3	98.0
27年度	1,155.7	407.9	1,563.6	100.3
28年度	1,128.4	381.5	1,509.9	96.6
29年度	1,137.3	397.4	1,534.7	101.6

※資料：寒河江地区クリーンセンター



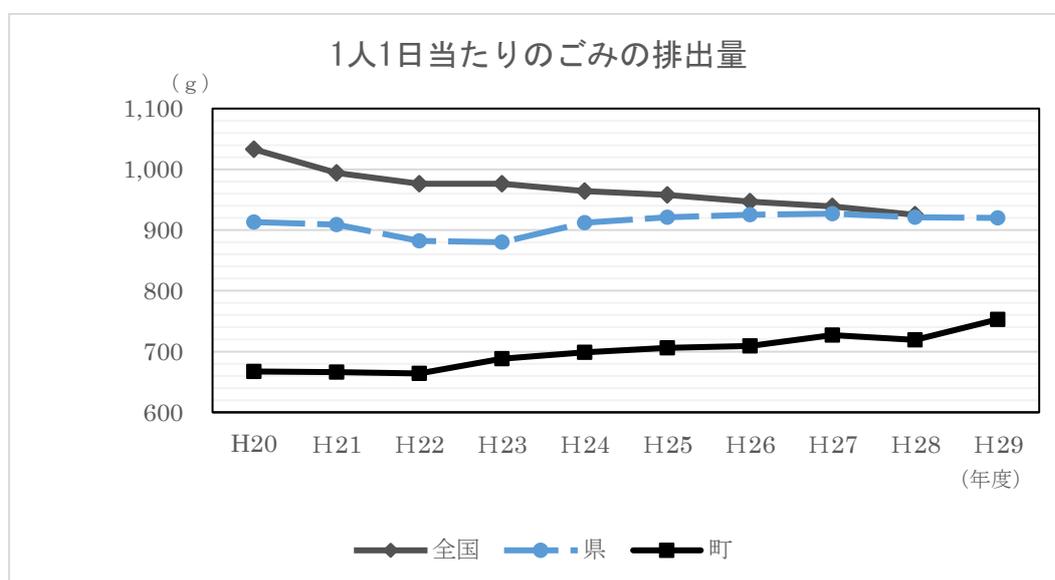
## (2) 町民1人1日当たりの排出量

町民1人1日当たりの排出量は、次のとおりです。平成22年度までは減少傾向にあったものの、平成23年度以降、増加傾向にあります。また、平成25年度以降は700gを上回る数値となっていますが、県平均値、全国平均値より低い水準にあります。

### ◆町民1人1日当たりの排出量の推移

(単位: g)

	町民1人1日当たり排出量			前年対比 (%)	県民1人1日 当たり排出量	国民1人1日 当たり排出量
	家庭系	事業系	計			
H20年度	472	195	667	95.9	913	1,033
21年度	472	194	666	99.8	909	994
22年度	468	196	664	99.5	882	976
23年度	496	192	688	103.8	880	976
24年度	505	194	699	101.5	912	964
25年度	514	192	706	101.1	921	958
26年度	518	191	709	100.3	925	947
27年度	537	190	727	102.7	927	939
28年度	537	182	719	98.8	921	925
29年度	558	195	753	105.0	920	—



※資料：一般廃棄物処理実態調査（国・県）、寒河江地区クリーンセンター（町）

## 2 ごみの内訳

### (1) 家庭系ごみの組成

家庭系ごみの組成は、次のとおりです。組成割合では、「もやせるごみ」が最も多く、全体の8割程度を占めています。

## ◆家庭系ごみ組成の推移

(単位：t)

	もやせる ごみ	もやせない ごみ	ビン・缶	ペット ボトル	粗大ごみ	廃乾電池・ 蛍光管	計
H20年度	1,005.9	39.8	64.8	11.8	43.7	2.2	1,168.2
21年度	1,000.4	33.7	53.4	12.0	48.4	1.3	1,149.2
22年度	969.6	31.2	55.1	11.9	45.7	1.5	1,115.0
23年度	994.3	36.9	58.8	12.2	54.6	1.5	1,158.3
24年度	992.1	40.2	58.0	13.8	59.7	1.5	1,165.3
25年度	974.1	39.0	61.3	13.0	68.6	1.3	1,157.3
26年度	979.3	43.7	54.7	12.2	48.2	1.4	1,139.5
27年度	968.1	45.4	56.6	12.3	72.0	1.3	1,155.7
28年度	950.6	47.6	65.0	11.7	52.3	1.2	1,128.4
29年度	959.7	50.5	56.5	12.5	56.6	1.5	1,137.3

※資料：寒河江地区クリーンセンター

## (2) もやせるごみの組成

もやせるごみの組成の推移は、次のとおりです。組成割合では、「古紙・布類」が最も多く4割程度を占めています。また、組成分析では、5割以上が「水分」となっています。

## ◆もやせるごみ組成の推移

(単位：%)

	生ごみ	古紙・布類	プラスチック	木・竹・ わら類	不燃物類	その他	計
H20年度	25.7	36.3	32.8	3.0	0.3	1.9	100.0
21年度	13.9	35.3	32.4	9.1	1.2	8.1	100.0
22年度	16.2	41.9	27.5	4.1	2.1	8.2	100.0
23年度	10.9	37.5	35.8	6.3	1.7	7.8	100.0
24年度	18.1	38.2	32.0	2.5	2.1	7.1	100.0
25年度	18.4	47.9	23.6	3.9	0.5	5.7	100.0
26年度	17.9	46.4	22.5	3.7	1.1	8.4	100.0
27年度	11.6	58.2	17.1	3.4	1.5	8.2	100.0
28年度	13.5	46.9	25.3	8.1	1.2	5.0	100.0
29年度	14.0	50.2	28.0	2.3	0.6	4.9	100.0

※資料：寒河江地区クリーンセンター

## ◆もやせるごみの組成分析

(単位：%)

	水分	可燃分	灰分	計
H20年度	52.5	42.3	5.2	100.0
21年度	52.0	43.1	4.9	100.0
22年度	57.5	37.0	5.5	100.0
23年度	50.3	44.0	5.7	100.0
24年度	51.1	42.8	6.1	100.0
25年度	52.1	43.0	4.9	100.0
26年度	58.0	37.0	5.0	100.0
27年度	53.8	40.1	6.1	100.0
28年度	50.4	44.7	4.9	100.0
29年度	50.8	44.7	4.5	100.0

※資料：寒河江地区クリーンセンター

## (3) 減量化とリサイクル

ごみの減量化及びリサイクルを推進するため、本町では、各地区の子供育成会などが中心となっていく「集団資源回収の支援」、各地区衛生組合長等が中心となって取り組む「買い物袋持参運動」、「水切りによる生ごみ減量運動」等の推進などに取り組んでいます。

集団資源回収の実施団体数は一定を保っており、地域に定着した活動となっているものの、回収量は減少傾向にあります。集団資源回収の推進のため、町は実施団体に対して、古紙2円/kg、布類2円/kgの奨励金を交付しています。

## ◆集団資源回収の推移(奨励金交付対象分)

(単位：kg)

年度	平成 24	25	26	27	28	29
団体数	10	10	10	10	10	10
延べ回数	17	17	17	16	15	15
紙類	156,105	154,070	157,430	137,418	125,433	123,575
布類	13,580	12,985	13,280	12,710	10,817	9,625
合計	169,685	167,055	170,710	150,128	136,250	133,200
奨励金額(円)	339,370	333,620	349,680	300,244	272,554	266,400

## 第6節 評価と課題

## 1 収集運搬

家庭系ごみの収集運搬は、寒河江地区クリーンセンター及び西村山広域行政事務組合構成市町で調整をした上で年間収集運搬計画を作成し、民間委託により行われていますが、現在の収集体

制で順調に収集運搬がなされています。

事業系ごみは、事業者が自らの責任において処理施設に搬入することになっており、町から許可を受けた収集運搬業者へ委託するか、自らクリーンセンターへ搬入しています。

資源の再生利用を促進し、ごみの適正な処理処分を行うため、分別収集の周知徹底と啓発強化に努める必要があります。

## 2 中間処理

もやせるごみはごみ焼却処理施設において、もやせないごみ及び粗大ごみは粗大ごみ処理施設において適正に処理されています。

各施設とも、老朽化が見られる設備・機械類があるものの、当面の間は現施設を稼働させる予定にしていることから、延命化対策工事及び維持補修等により適切な維持管理に努める必要があります。また、排出量の抑制と循環型社会の形成に向けて、生ごみの水切り、正しい分別の励行、資源回収等による紙・びん類の回収、買い物袋持参、包装の簡素化等について普及啓発を図る必要があります。

## 3 最終処分

中間処理されたごみは、第2期大平埋立処分地において埋め立て処理されています。平成29年度末現在で埋立率は16.0%となっています。浸出水は浸出水処理施設で適正に処理されています。

最終処分場の延命化を図るため、引き続きごみの減量化とリサイクルの推進に取り組むことが必要です。

## 4 排出抑制

集団資源回収の推進のための取組みとして、町は実施団体に対して資源回収奨励金を支給しています。集団資源回収を実施している団体数及び実施回数は一定を保っており、地域に定着した活動となっています。しかしながら、今後、少子化や人口減少に伴い実施が困難になる地域が出てくることも予想されることから、地域行事としての取組を継続できる環境を検討する必要があります。

また、家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられている家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）に加えて、平成25年4月に小型家電リサイクル法が施行されたことに伴い、市町村や小売店等において小型家電の回収・リサイクルが始まりました。寒河江地区クリーンセンターでは平成27年4月から対象品目のピックアップ回収に取り組んでいます。小型家電リサイクルについては様々な方法があり、回収方法や品目の選定などを検討し、再資源化の促進及びもやせないごみの排出量削減に取り組む必要があります。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の基本方針

きれいで住み良い生活環境づくりと循環型社会の実現を目指して、町民、事業者、町等が適切な役割分担のもとに、廃棄物の3R（リデュース（Reduce）；発生抑制、リユース（Reuse）；再利用、リサイクル（Recycle）；再生利用）の取組みを協働してすすめる町民運動として展開していきます。取組みを推進するにあたって、次の3つを基本方針とし、それに基づいた施策・計画を実現していきます。

#### 基本方針1 環境意識の醸成と普及啓発

ごみの排出抑制、循環利用、適正処理を推進するためには、町民・事業所の環境への理解と意識向上が必要です。環境意識の醸成と普及啓発の充実に取り組めます。

#### 基本方針2 循環資源の有効利用

3R（発生抑制、再利用、再生利用）を推進していくために、生活・事業活動に根差したリサイクルの取組みを実践していきます。

#### 基本方針3 適正処理の推進

ごみの処理については、町が統括的責任を有しており、適正処理の確保・推進のために、関係法令を遵守し、適正に収集、運搬、処分します。

### 第2節 ごみ排出量の予測

#### 1 人口推計

本町の将来人口は、「第6次西川町総合計画」及び「西川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口推計を参考にし、平成30年度から5年ごとに等差で推移するものとして次のとおり算定しました。

年次	現在 (平成30(2018)年度)	中間年度 (令和5(2023)年度)	目標年度 (令和10(2028)年度)
人口	5,422人	4,956人	4,538人

## 2 ごみ排出量の推計と減量化目標の設定

前計画では、平成 27 年度を目標年度とし、ごみ排出量の目標を平成 23 年度比 5.0%削減と設定していましたが次表のとおり一部項目において目標を下回りました。本計画では、国及び県の関係法令や計画並びにこれまでの推移を踏まえ、次のとおり目標を設定します。

◆前計画における達成状況（平成 27 年度）

※増減率：平成 23 年度比

	実績	目標・達成度	
家庭系ごみ 1人1日当たり排出量	537 g (+8.3%)	457 g (△5.0%)	未達成
家庭系ごみ 年間排出量	1,156 t (△0.2%)	986 t (△5.0%)	未達成
事業系ごみ 年間排出量	408 t (△8.9%)	449 t (△5.0%)	達成
ごみ総排出量（家庭系+事業系）	1,564 t (△3.6%)	1,435 t (△5.0%)	未達成

なお、ごみ排出量の年度別予測については、以下の内容で行いました。

項目	年度別予測内容
家庭系ごみ排出量	過去 10 年間（平成 20～29 年度）の家庭系ごみの排出量の分析を参考に、過去 3 年間（平成 27～29 年度）の排出量の平均値を基礎として、家庭系ごみの原単位（g/人・日）を推計し、将来の人口を乗じて、目標年度までの排出量を予測。
事業系ごみ排出量	過去 10 年間（平成 20～29 年度）の事業系ごみの排出量の分析を参考に、過去 3 年間（平成 27～29 年度）の排出量の平均値を基礎として、目標年度までの排出量を予測。
ごみ排出量	家庭系ごみと事業系ごみの排出量を合計し予測。

### （1）家庭系ごみ排出量の予測と減量目標の設定

過去 10 年間の家庭系ごみの原単位は、468～558 g/人・日で推移し、平成 23 年度以降増加傾向にあります。今後の予測については、過去 3 年間における原単位の平均値 544 g/人・日を基礎とし、「廃棄物処理法基本方針」及び「第 2 次山形県循環型社会形成推進計画」の数値目標を参考に減量目標を 5%削減の値（27 g）と設定し、将来の家庭系ごみの原単位を 517 g/人・日とします。

家庭系ごみの排出量予測は、中間目標年度（令和 5 年度）は 962.1 t、目標年度（令和 10 年度）は 856.7 t と予測されます。

## (2) 事業系ごみ排出量の予測と減量目標の設定

過去10年間の事業系ごみの排出量は、減少傾向にあります。今後の予測については、過去3年間の排出量の平均値395tを基礎とし、「廃棄物処理法基本方針」、「第2次山形県循環型社会形成推進計画」の数値目標を参考に減量目標を5%削減の値(19.7t)と設定します。

事業系ごみの排出量予測は、中間目標年度(令和5年度)は385.1t、目標年度(令和10年度)は375.3tと予測されます。

## (3) ごみ排出量の予測

ごみ排出量(家庭系ごみと事業系ごみの合計)は、中間目標年度(令和5年度)は1,347.2t、目標年度(令和10年度)は1,232.0tと予測されます。

## (4) 集団回収量等の予測

集団回収量等は、各地区の子供育成会などが中心に実施していますが、少子化等の影響もあり、家庭系ごみと同様に人口減少によって微減していくと予測されます。

## 第3節 各主体の役割分担

循環型社会を築くためには、廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処分の推進が必要であり、本計画を推進し、目標を達成するためには、町民・地域、事業者、行政等ごみに関わる多様な主体が自らの役割と責任を十分に理解し、各々の活動の中で積極的に取り組むことが必要です。

### 1 町民の役割

町民一人ひとりがごみの排出者であり、自らがごみの減量化・リサイクルに関心を持ち、実践することが必要です。また、地域・町等が実施する施策、活動などに積極的に参加します。

- ◆ 廃棄物・食品ロスの排出抑制
- ◆ ごみ分別の徹底
- ◆ 集団資源回収事業、店頭回収の活用
- ◆ 環境物品の使用促進、使い捨て品の使用抑制
- ◆ 不法投棄や違法な野焼きの禁止

### 2 事業者の役割

事業者は、事業活動の各段階(生産、流通、販売等)においてごみと深く関わっており、排出者責任及び拡大生産者責任に基づき、資源の効率的利用や生産工程・流通過程の改善などによってごみの発生・排出抑制、再利用、リサイクル及び適正処理に主体的に取り組むことが必要です。

- ◆ 廃棄物・食品ロスの排出抑制
- ◆ ごみ分別の徹底
- ◆ 環境物品の使用促進、使い捨て品の使用抑制
- ◆ リユース容器の利用・回収促進
- ◆ 不法投棄や違法な野焼きの禁止

### 3 行政の役割

各主体と連携・協働し、ごみの減量化・リサイクルのための施策を検討・推進するとともに、各主体の自主的なごみの減量化・リサイクル活動を支援し、自らもごみの排出者として、率先してごみを出さない事業活動を推進します。また、一般廃棄物の適正処理について責任を担い、適正なごみ処理体制を確保します。

- ◆ 環境教育、普及啓発の充実・促進
- ◆ 廃棄物・食品ロスの排出抑制の啓発
- ◆ ごみ分別、不法投棄、違法な野焼きの指導
- ◆ 集団資源回収事業等の再資源化活動への支援
- ◆ 環境物品の使用促進、使い捨て品の使用抑制

## 第4節 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

### 1 「基本方針1 環境意識の醸成と普及啓発」に関する施策

- ◆ ごみに関する情報を広報誌等で提供し、環境意識の啓発に努めます。
  - ・ 町広報誌、ホームページで、ごみ減量化、再利用、分別排出についての具体的方法を示し、啓発・情報提供を行います。
  - ・ ごみ収集日程表を配布し、適正な分別・排出について啓発・周知を行います。
- ◆ 地域・家庭における環境保全活動の啓発に努めます。
  - ・ 食品ロスの削減に向けた取組として、「食べ残しゼロ運動」、「30・10運動」等を実施し、食への感謝、「もったいない」意識の啓発を行います。
  - ・ 買い物袋持参運動、資源回収活動への支援等を通し、環境意識の醸成・啓発に努めます。

### 2 「基本方針2 循環資源の有効利用」に関する施策

- ◆ 資源ごみの分別収集の徹底を図ります。
  - ・ 資源ごみの分別収集を継続するとともに、分別徹底に向けた啓発・広報を行い、資源ごみの更なる分別徹底を図ります。

- ◆多様なリサイクルルートを確認します。
- ・資源ごみの分別収集を継続するほか、集団資源回収、店頭回収、不用品引取り等リサイクルルートの有効利用について啓発を行い、資源物の有効利用を促進します。
- ・奨励金を交付し、集団資源回収活動を支援します。
- ・家電リサイクル対象品については、資源化の体制を整備するとともに、適切に回収されるように啓発を行います。

### 3 「基本方針3 適正処理の推進」に関する施策

- ◆町の実情に適したごみの処理（収集運搬、中間処理、処分）を行います。
  - ・西村山広域事務組合寒河江地区クリーンセンターによる広域処理を実施し、施設の集約化と経営の効率化、安定化を図っていきます。
- ◆不法投棄対策
  - ・地域、関係団体と連携し不法投棄パトロールを行い、不法投棄の未然防止と早期発見に努めます。
  - ・不法投棄が生じた場合は、誘発投棄が無いように早急に対処し、不法投棄が多発する場所については、啓発看板等の設置により抑止策を講じていきます。

## 第5節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

家庭系ごみの分別区分については、現行の区分による分別を継続するものとします。

## 第6節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

### 1 収集運搬計画

(1) 収集対象区域 西川町行政区域全域

(2) 収集運搬方法

家庭系ごみは、収集方法はステーション方式とし、第3章第2節1(3)に示す区分により分別し、各地区に設置するごみ集積所へ排出します。排出されたごみは、町の委託業者が収集運搬を行います。ただし、粗大ごみは戸別収集とします。

事業系ごみは、事業者が直接クリーンセンターへ搬入するか、町が許可を与えている業者へ収集運搬の依頼を行うものとします。

### (3) 収集回数と排出方法

収集回数と排出方法については、現行の方法を継続するものとします。

区 分		収集回数	排出方法
もやせるごみ		1～2回/週	指定袋
資源ごみ	びん	2回/月	指定袋
	缶	1回/月	
	ペットボトル	1回/月	
もやせないごみ		1回/月	指定袋
水銀含有ごみ		2回/年	蛍光管：箱、新聞紙等梱包 体温計等：指定袋の外袋等(透明袋)
乾電池		1回/年	指定袋の外袋等(透明袋)
粗大ごみ		1回/年	申込制(証紙添付)

## 2 中間処理計画

中間処理については、寒河江地区クリーンセンターが行います。

もやせるごみは焼却処理を行い、もやせないごみ及び粗大ごみは、破碎後に分別し、有価物の再資源化を図ります。また、資源ごみのうち缶は寒河江リサイクル協同組合に、ペットボトル及びびんは公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き続き再資源化の処理委託を行います。乾電池、蛍光管及びその他の水銀含有ごみは、専門業者に処理を委託します。

## 3 最終処分計画

最終処分については、寒河江地区クリーンセンターが行います。

処分の方法は、寒河江地区クリーンセンターの第2期大平埋立処分地に焼却灰、破碎不適物、その他の残さを埋め立てます。浸出水は浸出水処理施設で処理します。

最終処分場が周辺環境に影響を及ぼすことのないように適正な管理・運営を図り、また、将来の環境負荷を軽減するうえでも、排出抑制や減量化・再利用等により最終処分量の削減を目指します。

## 第7節 ごみの処理施設の整備に関する事項

ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場、リサイクル関連施設(空きびん保管ヤード)等いずれの施設についても、適正な維持管理を図りながら継続使用していきます。

## 第8節 その他ごみの処理に関し必要な事項

### 1 災害廃棄物の対策

災害時の対応については、「西川町地域防災計画」によるほか、県の「災害廃棄物処理計画」及び寒河江地区クリーンセンターの災害協定に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図るため、適正かつ円滑な処理の確保に努めます。また、非常災害発生時に備えた「災害廃棄物処理実施計画」を策定し、平時から関係機関・団体との連携体制の構築や処理に係る訓練等を実施し、非常時にも対応できる体制を整備するよう努めます。

### 2 ごみ出し困難者の支援

当町の高齢化率は、平成30年10月時点で42.6%となっており、今後、高齢による身体機能の低下により、ごみ集積所まで排出することが困難な方が増えていくことが考えられます。地域や福祉に関わる様々な主体と行政が連携して対応する必要があります。